事務局規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第 47 条第３項の規定に基づき、本会の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営について必要な事項を定める。

（組織及び事務分掌）

第２条　事務局に総務課、競技課及び地域スポーツ課を置く。

第３条　総務課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

(1) 定款及び諸規程に関すること
(2) 評議員会、理事会、総務専門委員会等の会議に関すること（競技課及び地域スポーツ課所管を除く。）
(3) 加盟団体に関すること
(4) 本会の運営に関すること
(5) 資産の管理、予算・決算など財務及び会計に関すること
(6) 職員の服務、給与、福利厚生等人事に関すること
(7) 表彰に関すること
(8) 補助金、助成金、委託金に関すること
(9) 広報・情報発信に関すること
(10) 国際交流に関すること
(11) スポーツ安全協会に関すること
(12) その他、競技課及び地域スポーツ課に属さない事務に関すること

第４条　競技課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

(1) 国民スポーツ大会に関すること
(2) 県民の体力向上及び競技者の競技力向上に関すること
(3) 国際的、全国的又は全県的な規模で行われるスポーツ事業の協力及び援助に関すること
(4) 体力向上・スポーツ医科学専門委員会及び競技力向上専門委員会に関すること

第５条　地域スポーツ課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

(1) スポーツ少年団に関すること
(2) 総合型地域スポーツクラブに関すること
(3) スポーツ指導者に関すること

（職員及び職制）

第６条　事務局に次の職員を置き、理事長が任免又は委嘱する。

(1) 事務局に参事、事務局長及び事務局次長を置く。
(2) 事務局に課長として総務課長、競技課長及び地域スポーツ課長を置く。

(3) 事務局に職員として係長、指導主事、主査、主任、主事及び幹事を置く。
２　理事長は、前項以外の職制を定めることができる。
３　第１項の職員の他に、必要に応じ事務局に臨時職員を置くことができる。

（職員の職務）
第７条　参事は、代表理事及び業務執行理事の特命に関する事務を行う。
２　事務局長は、事務局の事務を統括する。
３　事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が職務を代行する。
４　課長は、事務局長の命を受け、必要に応じて部下職員に指示をし、課若しくは担任の事務を処理する。
５　係長、指導主事、主査、主任及び主事並びに幹事は、課長の命を受け、担任の事務を処理する。

（職員の任免及び職務の指定）
第８条　職員の職務は、専務理事が指定する。

（事務の決裁）
第９条　事務局の事務処理は、特に理事長の指示を必要とするもののほかは、専務理事の決裁による。

（事務局長の専決事項）
第 10 条　事務局長が専決する事項は、別表に掲げるとおりとする。

（代理決裁）
第 11 条　専務理事が不在のときは、常務理事がその事務を代決する。
２　常務理事が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
３　事務局長が不在のときは、あらかじめ指定した職員がその事務を代決する。
４　前３項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

（会計）
第 12 条　事務局の会計処理については、別に定めるところによる。

（旅費）
第 13 条　職員が業務のために旅行する場合は、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和 29 年長野県条例第 45 号）の例による。ただし、業務上の必要からこれにより難い場合は、この限りではない。
２　本会の役員及び評議員並びに本会の業務に直接従事する者以外の者が、本会の業務のために旅行する場合の費用弁償は、県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和 33 年長野県規則第 60 号）の例による。ただし、日当は支給しない。

（公印の管理）
第 14 条　公印は、事務局長が責任をもって管理しなければならない。
２　公印について必要な事項は、理事長が別に定める。

（細則）
第 15 条　この規程の実施について必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。
２　事務局職員の勤務時間及び服務等については、長野県職員の例による。

（改廃）
第 16 条　この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附　則
この規程は、昭和 46 年４月 26 日から施行する。

附　則
１　この規程は、平成元年度４月１日から施行する。
２　前項の規程かかわらず、第４条、第５条及び第８条第１項の規定は、次の役員改選の日から適用し、その間は、なお、従前の例による。

附　則
この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（別表）（第９条関係）
事務局長が専決する事項
１　所属職員の事務掌握に関すること。
２　所属職員の服務に関すること。
３　１件 100 万円未満の予算執行に関すること。（１件 50 万円未満の流用を含む。）
４　非常勤職員の任免に関すること。
５　その他軽易なこと。

規程改正経過	昭和 50 年６月１日	一部改正
	昭和 52 年１月 11 日	〃
	昭和 57 年７月１日	〃
	昭和 58 年６月 27 日	〃
	平成元年３月 23 日	〃
	平成４年４月１日	〃

平成 14 年３月 25 日	〃
平成 18 年３月 28 日	〃
平成 31 年４月１日	〃
令和３年４月１日	〃
令和５年４月１日	〃
令和６年１月１日	〃
令和６年４月１日	〃
	〃
	〃